

岐阜県公報

号外(三) 平成十九年九月二十八日

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一頁

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(同) 四頁

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は自動車取得税の滞納者」を「滞納者」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(随時賦課の納期)

第十条の二 条例第四十五条第二項、第五十四条の三、第六十条の十、第七十六条第二項、第八十九条第二項、第二百二十条第二項、第二百五十八条第二項及び第六十三条の規定により知事が定める納期は、納税通知書発付の日から当該納税通知書に定める納期限までとする。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「納税者」の下に「又は特別徴収義務者」を加え、「自動車税に係る」を削り、「納付する」を「納付し、又は納入する」に、「第一項」を「前項」に改め、「納付書」の下に「又は納入書」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十二条の二第二項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「受託者」の下に「(知事が特に必要があると認める者を除く。)」を加える。

第十三条第一項中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成十九年九月二十八日

第十八条第二項中「第十四条の十八第七項」を「第十四条の十八第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十四条の十八第六項の規定による同項各号に定める者に対する通知及び同条第七項の規定による国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号。以下「徴収法」といふ。)(第五十五条第一号又は第三号に掲げる者のうち知れている者に対する通知は、第二十八号の二様式の通知書による。

第三十五条中「国税徴収法(昭和二十三年法律第四百七十七号。以下「徴収法」といふ。)」を「徴収法」に改める。

様式目次中 第十七号様式 納付書(納入書) 第十二条第一項、第二項、第五項及び第二十九条

第十七号様式 納付書(納入書) 第十二条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条

式 県税(徴収金)領収書 第十二条第六項を第十九号様式 県税(徴収金)領収書 第十二条第五項に、第二十八号様式 譲渡担保財産からの徴収金(領収書) 第十二条第五項に、第二十九号様式 譲渡担保権設定事実証

収金徴収 第十八条第一項 第二十八号様式 譲渡担保財産からの徴収金徴収 第十項

明申出書 第十八条第二項を 第二十八号の二様式 譲渡担保財産に係る滞納処分統一行通知書 第十項

八条第一 第二十九号様式 譲渡担保権設定事実申出書 第十項

八条第二に改める。

八条第三 第十二号様式裏面1(3)及び第二十四号様式1(3)中「譲渡担保権設定事実証明申出書」を「譲渡担保権設定事実証明申出書」に改める。

第28号の2様式 (日本工業規格A4) (第18条関係)

譲渡担保財産に係る滞納処分続行通知書

住 所 第 年 月 日
 (所 在 地)
 氏 名 様
 (名 称)

岐阜県 税務所長 印

次の譲渡担保財産を納税者又は特別徴収義務者の財産としてした差押えは、地方税法第14条の18第5項の規定により同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行することとしましたので、同条第6項(第7項)の規定により通知します。

滞 納 者	住 所 (所 在 地)									
	氏 名 (名 称)									
滞 納 金 額	税 目	課税 年度	課税番号	期別	納期限	税額	延滞金額 (法律による金額)	加 算 金		
						円		過少申告 円	不 申 告 円	重 円
滞納処分費 法律による金額							円			
譲 渡 担 保 財 産	名 称									
	数 量									
	性 質									
	所 在									
譲渡担保財産のうちから 徴収する金額 (納付すべき金額)					円	左の金額のほかに法律の規定による延滞金及び滞納処分費が加算されます。				
告知書の発付日				年	月	日				
差 押 年 月 日				年	月	日				
譲 渡 担 保 権 者	住 所 (所 在 地)									
	氏 名 (名 称)									
摘 要										

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第八十三号様式備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出する場合にあつては、「名称」欄に法人課税信託の名称を併記すること。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第八十三号様式備考の改正規定は、平成十九年九月三十日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

「第百四十四号様 県税現金払込書

別記様式目次中 式

第五十三条第一項
及び第五十四条第一項
二項

「第百四十四号様 県税現金払込書 第五十三条第一項」を「第百四十四号様式」に改める。

第十五号様 郵便振替取扱整理簿 第五十四条第三項 「第百四十五号様式及び第百四十六号様式」を「第百四十五号様式及び第百四十六号様式」に改める。

第十六号様 削除

除 別記第三十七号様式その3裏面1(3)中「横罫面」を「ゆつひと銀行の支出その他の職

に改める。

兼所及び同行の振込を収めて銀行代理業を営む横罫面」に改める。

別記第九十九号様式中「・横罫面」を削る。

別記第百十六号様式中「・横罫面」を削る。

別記第百四十五号様式及び第百四十六号様式を次のように改める。

第145号様式及び第146号様式 削除

別記第百六十四号様式備考第二号中「・横罫」を削る。

別記第百八十三号様式その1裏面1(3)、第百八十三号の二様式その1裏面1(3)、第百四十七号様式その1裏面1(3)、第百五十二号様式その1裏面1(3)及び第百八十八号様式1(3)中「横罫面」を「ゆつひと銀行の支出その他の職兼所及び同行の振込を収めて銀行代理業を営む横罫面」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十八日印刷
平成十九年九月二十八日発行

発 行 者 岐 阜 市 数 田 南 二 丁 目 一 番 一 号
岐 阜 県 庁
発 行 所 岐 阜 県 庁

印 刷 者 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 飯 尾
印 刷 所 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社
定 価 一 か 年 四 八 、 〇 〇 〇 円 (送 料 共 (消 費 税 二 、 二 八 六 円 を 含 む))